

指定管理業務に対する内部評価シート

基本事項	
評価対象業務	大船渡市民交流館・カメラアホール管理運営業務
指定管理者	株式会社 小川
指定管理期間	平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
評価年度	令和 5 年度
所管課 評価者	大船渡市協働まちづくり部生涯学習課 課長 平野辰雄

業務達成度に対する評価	
管理運営業務	施設等の運営に関する業務のうち、利用受付、使用料徴収等については、管理運営仕様書、令和 5 年度大船渡市民交流館・カメラアホール事業計画書に沿って行われており、良好なサービスが提供されていると認められる。 再委託業務の点検結果報告書等が市に適時に提出されていないものがあつたため、適時に提出するよう求める。
総括	平成 18 年度から指定管理業務を実施しており、蓄積された経験と識見を活かし施設の適正な維持管理に努めていると評価できる。

利用者満足度に対する評価	
総括	利用者満足度がおおむね高く、窓口対応をはじめとする業務全般が良好に実施されていると認められる。
収支状況に対する評価	
総括	施設・設備の維持管理については、概ね当初計画のとおり行われている。一方、委託料の抑制などにより 326,581 円の執行残が生じた。 これは、企業努力の結果であり、原材料価格やエネルギーコストの上昇等に備える必要があることも理解する。一方で修繕料や電気料など市側の管理経費が増加傾向にあることから、指定管理者の経費負担についてより柔軟に対応するよう求める。

指定管理業務に対する総合評価	評価区分
市民に安全・安心な利用環境を安定的に提供できていることは、指定管理者による適切な維持管理の成果として高く評価できる。市担当部署とのコミュニケーション及び連携もおおむね良好であるが、施設管理に係る経費負担について、より柔軟に対応するよう求める。	A

評価区分

- A：期待を上回る水準で業務が実施されており、良好なサービスが提供されている。
- B：一部で改善を要する事項等があるものの、概ね期待どおりの業務が実施されている。
- C：期待する水準以下の業務内容であり、サービスの改良が求められる。